

熊本大学文法学部本館（法学部学生自習室・リフレッシュルーム）における ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）は、本学及び地域の活性化に資するほか、事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することで、施設等の維持管理・修繕又は大学運営等を行うことを目的として、ネーミングライツ事業の公募を実施します。募集内容は本募集要項によるもののほか、国立大学法人熊本大学ネーミングライツ事業規則、国立大学法人熊本大学ネーミングライツ事業選定委員会要項及びネーミングライツ事業ガイドラインによるものとします。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が命名権を付与した法人等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から得た対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用し、本学の教育研究環境の向上を図る事業です。

※法人等とは、法人、法人以外の団体又は個人事業主のことで、以下も同様です。

※命名権とは、本学の施設等に対して法人等の名称、商標名等を冠した愛称を設定する権利のことで、以下も同様です。

2. 対象スペース

文法学部本館（法学部学生自習室・リフレッシュルーム）

詳細は、別紙1を参照してください。

3. 応募資格

ネーミングライツ事業に応募できる法人等は、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体

- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税（県税・市税等）等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する法人等として適当でないと学長が認めるもの

4. 命名権の付与期間

命名権を付与する期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日です。

5. 命名権付与条件

（1）愛称の条件

- ① 命名する愛称は対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、当該対象施設等にふさわしいものとしします。また、下記のいずれかに該当するものは、設定することはできません。
 - ・ 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - ・ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・ 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
 - ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・ その他愛称として適当でないと学長が認めるもの
- ② 本学の規則等に規定する施設等の名称については変更せず愛称を命名することとし、原則、契約期間内は、愛称を変更することはできません。ただし、学長が特に必要と認めるときは、この限りではありません。また、必要に応じて、愛称ではなく当該規則等に規定する施設等の名称を使用させていただくことがあります。

(2) ネーミングライツパートナーのメリット

- ① ネーミングライツパートナーは、対象施設等の愛称のサイン、案内看板等(以下「サイン等」という。)を費用負担することで設置できます。なお、サイン等の内容(デザインや大きさ等)及び設置場所については、本学と協議が必要です。また、愛称サイン等の設置、変更及び契約期間終了後の原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。
- ② 本学の公式ホームページ等において、大学運営に支障の無い範囲で幅広く愛称を使用するなど愛称の普及を行います。

6. 選定方法

次の審査項目をもとに、本学が設置するネーミングライツ事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、応募資格、愛称、応募の趣旨、ネーミングライツ料、契約期間等を基に総合的に判断します。また、応募者の多寡に関わらず採用とならない場合があります。

◆資格要件及び選定基準

審査項目		要件、基準等	判断等
資格要件	資 格	・ 応募資格を満たしているか ・ 経営基盤が安定しているか など	適・否
	愛 称	・ 学生、教職員に受け入れられるか ・ 愛称・デザイン等はスペースにふさわしいものであるか ・ サイン等の設定条件を満たしているか (ネーミングライツ事業ガイドライン 13. デザインガイド 参照) など	適・否
	応募の趣旨	・ 事業の趣旨に沿っているか	適・否
選定基準	ネーミングライツ料	・ 基準価格(非公表)の水準に達しているか ・ 財政的な観点から高額であるほど高評価とする	適・否 金 額
	契約期間	・ 期間が長いほど高評価とする	期 間
判 定	・ 資格要件、選定基準に適合しているか ・ 資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		適・否
			順 位

7. 応募方法

(1) 提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙2、別紙3）
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- ⑥ 国税、地方税（県税・市税等）等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ デザイン・寸法及び配置がわかる書類等
- ⑧ その他募集要項において必要とする書類

(2) 締め切り

令和7年5月14日（水） 12:00

(3) 申込書提出先

熊本大学施設部施設企画課資産管理担当

〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-39-1

TEL : 096-342-3161

E-mail : sis-sisan@jimu.kumamoto-u.ac.jp

8. ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

(1) ネーミングライツパートナーは、選定委員会において審議のうえ、学長が決定します。

(2) 本学は、(1)により決定したネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツ事業に関する契約（以下、「契約」という。）を締結します。また、当該ネーミングライツパートナーとは、契約期間の満了後、対象施設等の命名権の設定に当たり、優先的に交渉することができるものとします。

(3) ネーミングライツパートナーの選定結果は、全ての応募者に通知します。

9. 本学の責務

愛称は、学内外における呼称として、大学運営に支障のない範囲で幅広く使用するなど普及に努めます。ただし、愛称であることを踏まえ、本学規則等においては、対象施設等の愛称は使用しないものとします。

10. ネーミングライツパートナーの責務

- (1) ネーミングライツパートナーは、愛称に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から愛称に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決するものとします。

11. ネーミングライツ料の納入

原則として本学出納命令役が年度ごとに発する請求書により、指定期日までにネーミングライツ料を納入することになります。なお、事業が年度途中から開始する場合は、原則として月割とします。

12. 本学の解除権

- (1) 学長は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約を解除することができるものとします。
 - ① 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
 - ② 応募資格を満たさなくなったとき。
 - ③ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
 - ④ ネーミングライツパートナーの都合により事業の継続が困難になり契約解除の申し出があったとき。
 - ⑤ その他学長がネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約の解除が必要であると認めるとき。
- (2) (1)の場合、ネーミングライツパートナーは、原状回復等に必要な費用を負担する義務を負います。
- (3) ネーミングライツパートナーの決定の取消し及び契約解除の事由が(1)①～④による場合は、既納のネーミングライツ料は返還しないものとします。
- (4) ネーミングライツパートナーの決定の取消し及び契約解除の事由が(1)⑤による場合は、本学は、既納のネーミングライツ料の返還についてネーミングライツパートナーと協議を行うものとします。
- (5) ネーミングライツパートナーの決定の取消し及び契約解除の事由が(1)④による場合は、ネーミングライツパートナーは本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は協議によります。
- (6) 本学の解除権の行使は、選定委員会の議を経て学長が決定します。

13. その他留意事項

- ① 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

<スペース>

施設名：文法学部本館（法学部学生自習室・リフレッシュルーム）

設置場所：黒髪北キャンパス

規模：法学部学生自習室 面積 49 m²、リフレッシュルーム 面積 53 m²

※配置図・平面図は、別添を参照してください。

スペース概要

法学部学生自習室及びリフレッシュスペースは、文法学部本館の2階にあります。法学部学生自習室は、法学部の学生が試験勉強等に集中的に取り組むことができる、自習室となっております。

リフレッシュルームは、学生が自主学習や談話等に利用できるスペースとして開放しており、主に学生のリフレッシュスペースとなっております。

写真等

法学部学生自習室



リフレッシュルーム



(別紙2)

令和 年 月 日

熊本大学長 殿

申込者 名 称 _____
代表者 _____
住 所 _____

ネーミングライツ事業申込書

熊本大学におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

分 類	■ スペース指定型	
施設等名（室名等）	文法学部本館（法学部学生自習室・リフレッシュルーム）	
応募の趣旨		
愛称の案	愛称の案は、別紙3のとおり ※サイン等のデザインは別途添付	
愛称の理由		
命名権の付与を希望する 法人等の名称		
希望ネーミングライツ料	円（年額／税込）	
事業期間	令和7年7月1日から令和10年6月30日まで	
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	F A X	
	E-mail	

(関係書類)

- (1) 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- (2) 定款、寄附行為その他これに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- (5) 国税、地方税（県税・市税等）等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- (6) デザイン・寸法及び配置がわかる書類等
- (7) その他募集要項において必要とする書類

愛称の案

法学部学生自習室	日本語表記	
	読み仮名	
	英文表記	
	読み仮名	
リフレッシュルーム	日本語表記	
	読み仮名	
	英文表記	
	読み仮名	